

I 総論

- 1 東京都震災対策事業計画について
- 2 事業の体系
- 3 事業規模
- 4 その他

1 東京都震災対策事業計画について

(1) 計画の目的

本計画は、東京都震災対策条例（平成 12 年東京都条例第 202 号）に基づく計画であり、震災対策の施策を通じて、都民の生命、身体及び財産を震災から保護するとともに、都市の機能を維持することにより、「首都東京の防災力の高度化」を図ることを目的とする。

(2) 計画の内容

本計画は、事前の予防対策から応急・復旧、復興対策まで、地域防災計画で掲げた到達目標を達成するための震災対策事業をとりまとめた総合的な計画である。計画に掲げた事業を実施しつつ、他の各事業とも連携していくことで、相乗効果を生じさせる。

本計画の特色は次のとおり。

- ① 東京都が、区市町村及び国等とともに実施すべき対策のうち、都が実施する事業を施策ごとにとりまとめた。
- ② それぞれの事業の内容、効果を示すとともに、計画期間中の目標、年次計画を明らかにした。
- ③ 「自助」「共助」「公助」を基本理念に、広域的な観点から、都が支援する事業についても計画に盛り込んだ。

(3) 計画策定の基本方針

計画の策定にあたっては、次の 3 点を基本方針とした。

- ① 東日本大震災などの最近の大規模地震から得た教訓、「東京都防災対応指針」、「東京都地域防災計画（震災編）」との整合を図った計画とした。
- ② 施策ごとの事業を容易に把握できるよう、「東京都地域防災計画（震災編）」を踏まえて体系の見直しを行った。
- ③ 現在の状況を示すとともに、平成 27 年度末までの取組について目標を設定した。

(4) 計画の期間

平成 23 年度から平成 27 年度までの 5 か年とする。

策定後、新たな課題に対応する必要がある場合は、修正を加えるものとする。

2 事業の体系

本計画の基本方針を踏まえ、全ての事業を「東京都地域防災計画（震災編）」に定める3つの視点別に施策ごとにとりまとめた。

<視点1> 自助・共助・公助を束ねた地震に強いまちづくり

ソフト対策からハード対策まで多岐にわたる防災対策を確実に進め、地域ごとに異なる災害リスクを低減するため、自助・共助・公助の力を束ねて、地震に強いまちづくりを推進していく。

○ 視点1に基づく施策ごとの主な事業

第1部 都民と地域の防災力向上

- ・防災意識の啓発及びTwitterなど新たな通信手段による情報発信
- ・消防少年団の充実強化
- ・防災隣組事業
- ・スタンドパイプを活用した消火栓等からの応急給水及び初期消火体制の強化
- ・災害時におけるボランティア活動支援機能の強化 など

第2部 安全な都市づくりの実現

- ・木密地域不燃化10年プロジェクト
- ・急傾斜地崩壊対策事業
- ・都立建築物の耐震化
- ・マンション耐震化促進事業
- ・緊急輸送道路沿道建築物の耐震化
- ・総合的なエレベーター対策の推進
- ・家具類の転倒・落下・移動防止対策の推進 など

第3部 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保

- ・道路・橋梁等の整備
- ・交通ネットワークの機能確保
- ・ライフラインの耐震化、バックアップ確保
- ・エネルギーの安定供給 など

第4部 津波等対策

- ・河川施設の耐震・耐水対策の強化
- ・東京港の耐震強化岸壁の整備
- ・島しょ地域における海岸保全施設の整備 など

<視点2> 都民の命と首都機能を守る危機管理の体制づくり

大規模な災害の発生時に、一人でも多くの命を救うためには、首都圏内の近隣自治体や他地域からの応援部隊と一体となって、発災後のオペレーションを円滑に実施する必要がある。広域的な連携も含めた、迅速かつ的確な災害対応を図るため、強固な危機管理体制を構築していく。

- 視点2に基づく施策ごとの主な事業

第5部 広域的な視点からの応急対応力の強化

- ・初動態勢の強化
- ・警察・消防の救助・救急体制
- ・広域連携体制の構築
- ・ヘリサインの整備 など

第6部 情報通信の確保

- ・災害時に備えた通信手段の強化
- ・防災意識の啓発及びTwitterなど新たな通信手段による情報発信(第1部再掲) など

第7部 医療救護等対策

- ・東京DMATの整備
- ・医薬品・医療資器材の整備
- ・災害拠点病院の整備・機能の強化 など

第8部 帰宅困難者対策

- ・一斉帰宅の抑制
- ・安否確認と情報提供のための体制整備
- ・一時滞在施設の確保
- ・徒歩帰宅支援 など

＜視点3＞ 被災者の生活を支え、東京を早期に再生する仕組みづくり

発災直後の揺れや火災などの被害から命を守った後は、それをしっかりつないで、早期に生活再建へと結び付け、震災前の生活や都市の活動を取り戻すことが重要である。発災直後の被害から当面の暮らしを守る対策や、被災者の生活再建のための対策を着実に講じ、被災者の生活を支え、東京を早期に再生する仕組みづくりを進めていく。

○ 視点3に基づく施策ごとの主な事業

第3部 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保（再掲）

- ・ライフラインの耐震化、バックアップ確保 など

第9部 被災者を支える取組

- ・避難所管理運営標準マニュアル整備の支援
- ・食料、生活必需品の確保
- ・給水体制の充実
- ・物流事業者等と連携した物資の円滑な受入れ、積替え及び輸送 など

第10部 被災者の生活再建の早期化

- ・放射性物質のモニタリング及び情報提供等
- ・震災時におけるり災証明発行体制の充実強化
- ・震災復興体制の整備 など

＜視点1～3＞に共通する事項

各種の科学的・総合的な調査・研究を行い、震災時の予防対策から応急・復旧、復興対策までの対策の充実に努めていく。

第11部 調査研究の推進

- ・被害想定・地域危険度に関する調査研究
- ・震災対策に関する調査研究 など

3 事業規模

計画事業は221事業である（再掲除く）。

計 画 事 業 数

区 分	事業数
都民と地域の防災力向上	23
安全な都市づくりの実現	65
安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保	31
津波等対策	11
広域的な視点からの応急対応力の強化	20
情報通信の確保	15
医療救護等対策	21
帰宅困難者対策	7
被災者を支える取組	13
被災者の生活再建の早期化	6
調査研究の推進	9
合 計	221

4 その他

- ① 平成25年度事業費については、当初予算額を計上した。
- ② 年次計画の事業目標については、年度ごとの実施事業の規模を掲載した。その際、可能な限り実績を反映した。